2－8　匿名加工情報（法第２条第９項関係）

匿名加工情報の定義については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を参照のこと。

（参考）

法第２条（第９項）

９　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

⑴　第１項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　第１項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

2－9　匿名加工情報取扱事業者（法第２条第10項関係）

匿名加工情報取扱事業者の定義については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を参照のこと。

（参考）

法第２条（第10項）

10　この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第36条第１項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第５項各号に掲げる者を除く。

政令第６条

法第２条第10項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2－10　「本人に通知」

法第18条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

※（参考）上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文

①　利用目的に関するもの

法第18条第３項及び第４項（３－１－２（利用目的の変更）、３－２－５（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）

②　第三者提供に関するもの

法第23条第２項及び第３項、並びに第５項第３号及び第６項（３－４－２（オプトアウトによる第三者提供）、３－４－３（第三者に該当しない場合）参照）

③　開示等の請求等に関するもの

法第27条第２項及び第３項、法第28条第３項、法第29条第３項並びに法第30条第５項（３－５－１（保有個人データに関する事項の公表等）、３－５－２（保有個人データの開示）、３－５－３（保有個人データの訂正等）、３－５－４（保有個人データの利用停止等）参照）

「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知に該当する事例】

事例１）ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例２）口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例３）電子メール、ＦＡＸ等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

2－11　「公表」

法第18条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

※（参考）上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文

①　利用目的に関するもの

法第18条第３項（３－１－２（利用目的の変更）参照）

②　匿名加工情報に関するもの

法第36条第３項、第４項及び第６項、第37条、並びに第39条（３－７（匿名加工情報取扱事業者等の義務）参照）

③　その他

法第76条第３項（６－２（適用除外）参照）

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【公表に該当する事例】

事例１）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例２）自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

事例３）（通信販売の場合）通信販売用のパンフレット・カタログ等への掲載

2－12　「本人の同意」

法第16条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

①　利用目的に関するもの

法第16条第２項及び第３項第２号から第４号まで（３－１－４（事業の承継）、３－１－５（利用目的による制限の例外）参照）

②　要配慮個人情報の取得に関するもの

法第17条第２項（３－２－２（要配慮個人情報の取得）参照）

③　第三者提供に関するもの

法第23条第１項及び第24条（３－４－１（第三者提供の制限の原則）、３－４－４（外国にある第三者への提供の制限）参照）